

松戸市介護保険受領委任登録 マニュアル 【住宅改修】

松戸市介護保険課

1 介護保険住宅改修の対象要件について

【対象者】

- (1) 介護保険の要支援 1・2、要介護 1～5 の認定を受けている方
- (2) 自宅(介護保険被保険者証に記載されている住所)で生活されている方

※ 次の場合は対象外となります。

- ・ 事業対象者の場合
- ・ 介護保険施設に入所中、又は入院中の場合(ただし、退院が確実で、退院後の生活のためにあらかじめ住宅の改修が必要な場合は、給付対象)
- ・ 一時帰宅するための改修工事
- ・ 一時的に身を寄せている住宅の改修工事

【支給の限度額】

20 万円までの介護保険適用の対象工事費用のうち、対象者の負担割合に応じて、7 割から 9 割を保険から給付します(必ず負担割合証を確認してください。負担割合は領収日時点のものです。工事完了日と領収日の間が空いてしまうと負担割合が変更になる場合もあるので、工事完了後は速やかに支払い手続きをしてください)。支給限度額 20 万円の範囲内であれば、複数回に分けて利用することも可能です。すでに 20 万円を使ってしまった場合でも、次の場合はリセットされ、再度使うことができます。

- ・ 転居した場合
- ・ (初回の対象工事の着工日時点から、) 介護度が 3 段階以上上がった場合

要支援 1 → 要介護 3
要支援 2・要介護 1 → 要介護 4
要介護 2 → 要介護 5

【対象工事内容】

- (1) 手すりの取り付け

廊下・トイレ・浴室・玄関・玄関から道路までの通路等に、転倒予防もしくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するもの。

手すりの形状は二段式・縦付け・横付け等適切なものとする。

なお、浴槽用や歩行補助用の工事を必要としない簡易手すりは、福祉用具購入もしくは貸与となります。

- (2) 段差の解消

居室・廊下・トイレ・浴室・玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修。具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定される。

ただし、固定しないスロープ・浴室内すのこの設置による段差解消や、昇降機・リフト・段差解消機等、動力により段差を解消する機器を設置する工事は対象外。

(3) 床材の変更

滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更。具体的には、居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定される。

(4) 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸・折戸・アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去・ドアノブの変更・戸車の設置も含む。ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は給付の対象外。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器の洋式便器への取替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合が一般的に想定される。

また、和式便器から暖房便座・洗浄機能等が付加される洋式便器への取替えは含まれるが、すでに洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は給付の対象外。

固定しない「腰掛便座（ポータブルトイレ）」の場合は福祉用具購入の対象となる。さらに非水洗和式便器から水洗式洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は給付の対象外。

(6) その他(1)～(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

- ・ 手すりの取付け
手すりの取付けのための壁の下地補強
- ・ 段差の解消
浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置
- ・ 床又は通路面の材料の変更
床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備など
- ・ 扉の取替え
扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事など

- ・ 便器の取替え
便器の取替えに伴う、給排水設備工事(水洗化または簡易水洗化にかかるものを除く)、便器の取替えに伴う床材の変更など

2 住宅改修の手順

【支給申請の流れ】

(1) 被保険者が住宅改修を希望

被保険者の要介護度・ケアマネジャーの契約の有無・認定有効期間を介護保険被保険者証で必ず確認してください。担当ケアマネジャーがいる場合は連絡を取り合い、改修内容を検討してください。

(2) 事前申請

被保険者又は被保険者から依頼を受けた施工業者・ケアマネジャー等が市へ事前申請を行います。事前申請がないものについては給付の対象外です。

※介護保険住宅改修にかかる支給対象額の残高が不明の場合は、市へ残高の確認をしてください。(電話対応可)

(3) 事前申請審査

ご提出いただいた書類を審査します。基本的に書類審査になりますが、必要により、現地確認をさせていただくこともあります。工事内容に疑義のある場合は、事前に介護保険課へご相談ください。

(4) 工事着工許可連絡(FAX 又は電話にて連絡)→施工→完成

必ず介護保険課からの着工許可連絡後に着工してください。事前申請の着工許可を待たずに着工した場合は給付対象外となります。

【事前申請に必要な書類】

支給申請書	申請者は被保険者本人となります。 介護保険被保険者証・介護保険負担割合証に記載されているとおりに住所・氏名・負担割合を記入してください。<u>マンション等集合住宅の名称も正確にご記入ください。</u> 住宅の所有者が被保険者本人または配偶者以外の場合は、承諾書が必要です。 事前審査終了の連絡は、原則 FAX にて行いますので、必ず連絡先をご記入ください。
-------	--

理由書	ケアマネジャー又は指定の資格保有者が作成したものを提出してください。ケアマネジャー以外の資格保有者が作成した場合は必ず資格を証明する資格証等のコピーを提出してください。改修内容、身体状況等を具体的に記入します。詳細な記載がない場合又は確認事項がある場合は、担当者より問い合わせさせていただく場合があります。
工事費見積書	社判のある原本を提出してください。 介護保険の対象となる各工事箇所の内訳が分かるように作成してください。 <u>※内訳書の書式は標準様式をご利用ください。</u> 宛名は被保険者本人のフルネームでご記入ください。 ※諸経費について、諸経費の範囲は住宅改修に要する経費であること、他事例と比較して著しく高額でないこと等の観点から、個別で判断していくことになります。①役所への書類申請料、②工事の写真代、③工事を行う作業員の損害保険料等については諸経費には含まれません。なお、諸経費の内訳を明確にする必要はありませんが、著しく高額な場合等、内訳の詳細を明示していただくことがあります。
工事前写真	改修を行う全ての箇所の写真が必要です。 写真には撮影日を入れてください(日付表示機能がないカメラの場合は、黒板等に日付を記載し、写真内に直接写るように撮影してください)。 <u>改修目的に見合った撮影をしてください。</u> 例：便器からの立ち上がりを目的とした手すりの取り付け工事であれば、便器を含めて撮影してください。壁のみ等、状況が不明確な写真については受付できません。 <u>※段差箇所については、物差を当てた写真をつけてください。</u>
工事計画書 (図面)	<u>家屋の全体図に、改修箇所を明確に記載してください。</u> ・ドア箇所や段差箇所の記載 ・寝室、居室、浴室等文字の記載又はベッドの絵等を入れ寝室とわかるようにする <u>※屋外のみ工事の場合でも、動線の確認が必要となりますので、家屋の全体図を提出してください。</u>
委任状	受領委任払い又は被保険者本人名義の口座以外の口座への振込を希望される場合は、提出してください。 受任者は振込口座名義人となります。口座名義と同様に記載してください。口座名義に代表取締役等の肩書がある場合は、そのとおりにご記入ください。 <u>委任者住所・氏名は申請書同様、介護保険被保険者証に記載されているとおりに記入してください。</u>

	※ 委任状には押印が必要です。 ※ 記入内容を訂正する場合は、原則、申請者本人の訂正印が必要になります。
--	--

(5) 工事後申請

[工事後の申請に必要な書類]

住宅改修工事後申請確認書	必要箇所、全てご記入ください。 ※退院・退所日については、事前申請時に入院、入所していた場合に、必ずご記入ください。
領収書※	宛名が被保険者本人のフルネームのもので、原本を提出していただきます。 原本の返却が必要な場合は、窓口にて原本を提示後、コピーの提出も可能です。 介護保険以外の工事を行った場合は、総額で構いません。
工事費請求内訳書	改修を行った箇所・内容ごとの内訳が分かるものが必要です。 対象外工事も併せて行った場合は、その内訳も記載します。その際は、諸経費など対象工事と共通の費用については按分してください。
工事後写真※	工事箇所ごとの写真で、撮影日が表示されたものを提出してください。 改修箇所全体が写るように撮影してください。 1枚で収まらない場合は複数枚に分かれても結構です。
総費用額兼確認書 (受領委任払いの場合のみ)	介護保険の給付金額(18万円以内)を先に計算し、総費用額から給付金額を差し引いて領収金額を算出し、被保険者又は代理人に確認・署名をしていただきます。押印不要。

※助成金との併用申請の場合、助成金用の事後申請として領収書・工事後写真が必要になります

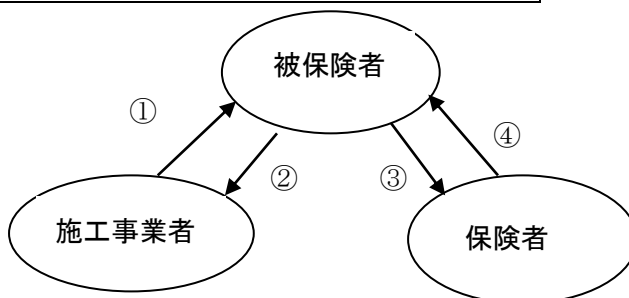
(6) 支払い方法について

《償還払い方式》

被保険者が改修などにかかった費用の全額を施工業者に一旦支払い、その後、市へ申請をし、対象工事の 7 割から 9 割分を被保険者へ支給する方法です。

例：工事費総額 20 万円の介護保険対象工事を行う場合で負担割合が 1 割
(給付額：20 万円×90%=18 万円)

- ① 工事施工
- ② 工事費総額 20 万円を支払う
- ③ 給付費 18 万円の支給申請
- ④ 18 万円の支給

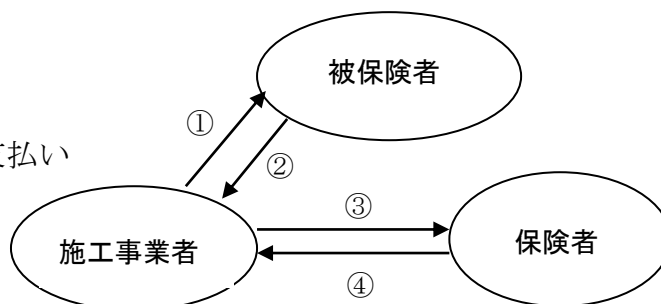


《受領委任払い》

介護保険対象工事分の 1 割から 3 割を、被保険者が施工業者に支払い、残りの 7 割から 9 割を市から施工業者へ支払います。これにより、被保険者の一時立替えによる経済的な負担が軽減します。

例：工事費総額 20 万円の介護保険対象工事を行う場合で負担割合が 1 割
(給付額：20 万円×90%=18 万円)

- ① 工事施工
- ② 工事費 20 万円より支給額 18 万円を除いた 2 万円のみ支払い
- ③ 給付額 18 万円の支給申請
- ④ 18 万円の支給



※ 受領委任払い制度を使うためには、施工業者は市への登録が必要になります。登録した事業者は「松戸市特定福祉用具・住宅改修受領委任事業者登録簿」に記載されます。被保険者は、その名簿から事業者を選択します。

3 住宅改修に関する注意事項

- (1) ユニットバスによる浴槽の交換・段差解消
床・浴槽・扉・天井等箇所ごとに分けて、内訳書を作成してください。対象工事部分が給付の対象になります。パッケージ料金の場合は、保険対象となる部分とそれ以外の部分の価格の確認が必要なため、メーカーが作成した振分書をもとに積算してください。
- (2) 家具等への手すりの取り付け
固定されていないものへの手すりの取り付けは、給付対象外です。
- (3) 手すり取り付けの際の下地補強・段差解消に係る壁のクロス張り替え
手すりの下地補強部分・段差解消に伴う撤去部分のクロス張り替え部分について、面積按分等が明確になっていれば給付の対象となります。
- (4) 写真代・印紙代等
申請書に添付する写真代・領収証の印紙代については、給付の対象外です。清掃管理費・交通費・人件費等も対象になりません。
- (5) 新築又は増改築の場合
新築は住宅改修と認められないため、給付の対象外です。居室を増築する場合も対象外です。
- (6) 世帯に 2 人以上の被保険者がいる場合
2 人以上の被保険者(それぞれ要介護・要支援の認定を受けている人)がいる場合は、それぞれ住宅改修ができます。それぞれの対象工事ごとに分けて申請してください。
- (7) 被保険者が生活保護受給者の場合
生活保護受給者の住宅改修は、生活支援課へ事前の相談が必要です。費用は生活支援課から支払われます(申請の流れについては 11 ページ参照)。償還払いでの工事はできませんので、ご注意ください。
- (8) 要介護認定申請中の場合
認定申請中であれば(申請日以降、認定結果が出るまでの間)、暫定的に、事前申請をした上で住宅改修を行うことができますが、工事後申請は認定後になります。また、非該当になった場合は、全額自己負担となります。
- (9) 被保険者等が自ら住宅改修を行う場合
本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費のみが対象になります。この場合、申請に必要な領収書については、材料を販売した者が被保険者本人に発行したものとし、工事内訳書(材料費の内訳がわかるもの)を添付してください。

(10) ケアマネジャーがいない場合

「理由書」の作成は基本的にケアマネジャーが行ないますが、指定の資格保有者がケアマネジャーに代わって理由書を作成することもできます。その際は資格証の写しを提出していただきます。ケアマネジャーがいる場合であって、その他の資格者が「理由書」を記入する際は、その旨、ケアマネジャーに連絡してください。

(11) 対象となる工事内容について

- ・ 床材変更：ストライドガード・アクアグリップ等の塗布による工法も対象となります。
- ・ 便器交換：スワレット等工事を伴うものについては対象となります。
- ・ 手すり：可動式レールについては必要性・安全性が確認できたものについてのみ対象となります。

(12) 書類に不備があった場合

申請受付ができませんので、提出の際は書類をよく確認してください。

(13) 事前審査に要する日数

事前審査には約 1 週間～10 日ほど要しますので、余裕をもって申請してください。

(14) 事前審査終了後の工事内容等の変更

事前審査終了後の変更は原則としてできません。工事内容についてよく検討した上で申請してください。なお、材料変更に伴う見積りの増減額や、取付箇所に変更が生じる場合は、遅滞なく介護保険課へ連絡してください。連絡がなかった場合、給付対象外になることもありますのご注意ください。

(15) 工事後申請から振込みまでの日数

当月工事着工分の工事後申請書類は、領収日の翌月 5 日に締め切り、領収日の翌々月 10 日が支払日となります。工事後申請から振込みまでは、約 35 日を要します。

例① 領収日が工事完了と同月の場合
1 月中に工事完了・領収 → 2 月 5 日までに申請→3 月 10 日支払い
例② 領収日が工事完了の翌月の場合
1 月に工事完了、2 月初めに領収→2 月 5 日までに申請しても、3 月 5 日締切分に持越し→4 月 10 日支払

(16) 介護保険課による調査について

工事前・工事後に必要な応じて、実地調査を行うことがあります。また、被保険者及び家族等から苦情があった場合は、登録事業者に対し、口頭又は文書により事情を確認することがあります。場合によっては、登録の取消しもあります。

(17)初回以降の工事の事前申請について

介護保険残額分による申請又は介護保険残額と市助成金を併用する申請については、前回工事の事後申請を提出した後であれば、事前申請することができます。

介護保険住宅改修を使い切っているため次回工事を市助成金のみで申請する場合は、介護保険を利用した前回工事の支払いが完了した翌日から事前申請することができます。

4 受領委任払い事業者登録について

【登録手続き】

初回登録時には松戸市受領委任払登録説明会への出席が必須となります(年2回開催予定)。お電話で事前参加予約を承ります。詳細は介護保険課給付担当(TEL047-366-7067)までお問合せください。

登録するためには、以下の書類を介護保険課へ提出してください(登録事業が「福祉用具」及び「住宅改修」の両方である場合は、各事業ごとに(1)～(3)まで、1部ずつ必要です)。

【必要な書類】

(1) 松戸市介護保険福祉用具購入費・住宅改修費受領委任事業者登録申請書
(2) 業務概要書
(3) 法人の場合は、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書(発行から3ヶ月以内のもの、写し) 個人事業者にあつては、本籍のある市町村で発行した身分証明書(有効期限内のもの、写し)

【登録簿への記載と登録証の発行】

登録された事業者は登録簿に記載され、「松戸市介護保険福祉用具購入費・住宅改修費受領委任事業者登録証」が発行されます。

登録の有効期間は最長3年間です。

【事業休止・廃止・変更の届出】

事業の休止・廃止・変更を行う場合は、松戸市介護保険福祉用具購入費・住宅改修費受領委任事業者登録事項等変更届出書を遅滞なく市へ提出してください。

【登録事業者としての注意点】

介護保険の住宅改修は他のサービスと違い、工事を行う施工事業者については、特に指定はありません。そのため、知識経験が少ない事業者でも参入できることとなり、利用者トラブルとなり国民生活センターへの苦情などにつながることも考えられます。登録事業者にあっては消費者の信頼を損なうことなく次の点に留意し、業務を行ってください。

- (1) 介護保険制度や市の住宅増改築資金助成制度の趣旨を充分理解し、適正な住宅改修を行うこと。
- (2) 受領委任払いを利用するにあたって、利息をつけるなど、利用者に不利になるような条件をつけないこと。
- (3) 業務上知りえた、被保険者の情報等を他人に漏らさないこと。
- (4) 被保険者へ、改修目的・改修内容・工事費用の内訳、最終的な自己負担額について十分説明し理解を得ること。
- (5) 被保険者との契約は、書面によって取り交わすこと。
- (6) 一般消費者、特に高齢者に対して次のような行為は慎んでください。
 - ・ 介護保険や市の助成金の対象者とならない高齢者に対し、あたかも制度の利用が可能であるかのような期待を持たせることにより、契約を取りつけること。
 - ・ 市の「受領委任払い登録事業者」であることを自ら名乗ることで、制度をよく理解していない一般消費者へ対し、安心感を抱かせることにより、契約を取りつけること。
 - ・ その他、一般消費者へ誤解をまねくことにより不当な利益を得ようとする事。

生活保護受給者の介護保険住宅改修の流れ

《65 歳以上の対象者の場合》※65 歳未満の場合は生活支援課で対応

